

令和8年2月
警察庁

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年12月19日から令和8年1月17日までの間、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、31件の御意見を頂きました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第1号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年12月19日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 31件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	29件
電子メール	1件
郵送	1件

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」
関係

本規則案については、

- 賛成する。

といった御意見があったほか、

- 法第6条第2項前段の通知等は、通常の行政指導を明文化しただけで、特に法的効果はないと解されることから、本規則案による改正の一部は不要である。

- 第三者による情報提供がストーカー行為を助長し得る点について、注意喚起、対応指針の明確化及び関係者への周知を進めることが、被害者の安心確保と再発防止につながるのではないかと。

といった御意見がありました。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第6条第2項前段の規定による通知等は、これを法律上明確に位置付けることが、情報提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることの第三者への通知等を適時適切に行うために必要であると考えられたことから、改正法により新設されたものです。その上で、本規則案は、同項前段において通知等の具体的な方法を国家公安委員会規則で定めることとされていることを受けて定めるものであるため、原案のとおり定めることといたします。

また、ストーカー行為等をするおそれがある者に情報提供をすると、^{ほう}幫助犯として検挙される可能性があること等について、御意見を踏まえ、引き続き周知等を行ってまいります。

2 その他

本規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 法の規制対象行為に係る恋愛感情等の充足目的要件を見直すべき
- 技術の進展に柔軟に対応できる制度とすべき

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。